

改正案				現行			
目次（現行のとおり） 第一条から第七十九条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第七まで（現行のとおり） 別表第八（第六十一条関係） 評価書案等の提出時期							
対象事業の種類		提出時期		対象事業の種類		提出時期	
一から十二まで（現行のとおり）		（現行のとおり）		一から十二まで（略）		（略）	
十三 住宅団地の設置		次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前及び（一）（現行のとおり） （二）マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第六十三条の五十九第一項の規定に基づく許可の申請（四）から（八）まで（現行のとおり）		十三 住宅団地の設置		次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前及び（一）（略） （二）マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第六十三条第一項の規定に基づく許可の申請（四）から（八）まで（略）	
十四 高層建築物の設置		次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前及び（一）（現行のとおり） （二）マンションの再生等の円滑化に関する法律第六十三条の五十九第一項の規定に基づく許可の申請（四）から（六）まで（現行のとおり）		十四 高層建築物の設置		次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前及び（一）（略） （二）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第六十三条第一項の規定に基づく許可の申請（四）から（六）まで（略）	
十五から二十六まで（現行のとおり）		（現行のとおり）		十五から二十六まで（略）		（略）	

別表第九から別表第十二まで (現行のとおり)
別記第一号様式から別記第四十九号様式まで (現行のとおり)

別表第九から別表第十二まで (略)
別記第一号様式から別記第四十九号様式まで (略)